

令和 7 年度 入札監視委員会議事概要

沖縄防衛局

開催日及び場所	令和 7 年 6 月 2 0 日 (金)
委員	矢吹 哲哉(委員長：琉球大学名誉教授) 堤 純一郎(琉球大学名誉教授) (五十音順) 仲里 豪(弁護士) 原田 泰人(公認会計士) 山城 勝(元沖縄県経営者協会常務理事)

I 沖縄防衛局が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日		
審議対象件数	1 2 6 件		
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	5 件	(審議概要) ・ 対象期間における契約状況、指名停止状況、低入札価格調査及び落札者決定の経緯等について説明。	
建設工事	一般競争		2 件
	指名競争		0 件
	随意契約		1 件
建設コンサルタント業務等	2 件		
	意見・質問	回答	
	【建設工事】 一般競争入札方式 ・久米島（6）局舎新設建築その他工事 ○ 1 者応札であるが 3 回入札となった理由・経緯について確認したい。	○ 2 回目の入札においても応札価格が予定価格を超過していたが、予定価格との差が少額であったため、3 回目の入札を実施し、落札に至ったものである。	
	一般競争入札方式 ・久米島（6）局舎等新設電気その他工事 ○ 1 者応札であるが 4 回入札となった理由・経緯について確認したい。	○ 1 回目の入札後に、当局の積算と乖離がある部分について補足説明を行い、2 回目の入札を行ったが落札には至らなかったことから、3 回目の入札を行っ	

たが、落札には至らなかった。

予定価格との差が少額であったこともあり、再度、応札者に対し4回目の入札の意向を確認の上、4回目の入札を実施し、落札に至ったものである。

随意契約

・八重岳（6）通信施設新設機器設置工事

○ 随意契約となった理由・経緯について

○ 本工事で設置する通信機器については、米側からモトローラ・ソリューションズ社製であることを条件とされており、さらにモトローラ・ソリューションズ社は日本国内において当社製品を唯一取り扱える会社としてサミットインダストリアル（株）を指定していることから、入札において競争性を求めることは困難であると判断した。

なお、本件工事を受注したサミット無線通信工業（株）は通信機器などの販売事業についてサミットインダストリアル（株）から事業継承していることから、本工事の契約相手としてサミット無線通信工業（株）と随意契約したものである。

○ 一般競争入札事案の「八重岳（6）通信施設新設電気その他工事」との関連性について

○ 本工事で設置するモトローラ・ソリューションズ社製の通信機器に、「八重岳（6）通信施設新設電気その他工事」で実施する電気の給電設備と通信ケーブル用管路整備を行うことにより、通信機器が運用可能となるものである。

【建設コンサルタント業務】

一般競争入札方式

・与那国観測所（6）測量調査

○ 落札率が低くなった事情等。

○ 測量調査はこれまでも10者以上の参加となることが多く、今回も離島での測量調査にも関わらず、9者の参加があり、相応の競争性が働いた結果によるものと思われる。

○ 第三者履行確認調査結果等について確認したい。

○ 本業務の受注者の入札価格が、品質確保基準価格を下回っていたため、第三者による履行確認が実施可能か確認を行っ

	<p>一般競争入札方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞慶覧（R 6 補）通信局新設 土木設計 <p>○ 1 者応札であるが2 回入札 実施となった理由・経緯につ いて確認したい。</p>	<p>た。</p> <p>そこでは、受注予定者と契約 後に履行の確認を行う企業と資 本面や人事面での直接的な関係 がないなどいくつかの確認を行 っており、問題ないことを確認 できたため、落札決定したもの である。</p> <p>なお、本業務の予定価格が10 00万円未満であったことから低 入札価格調査は実施していな い。</p> <p>○ 開札の結果、予定価格を超過 していたため、当局の積算と大 きく乖離している箇所について 補足説明を行ったところ、2 回 目の入札の際に応札価格が修正 され、その結果落札に至ったも のである。</p>	
<p>委員会による意 見の具申又は勧 告の内容</p>	<p>なし</p>		
<p>2. 談合疑義案件の処理状況について</p>			
	<p>談 合 疑 義 件 数</p> <p>工 談 合 情 報</p> <p>事 点 検 結 果 疑 義</p> <p>業 談 合 情 報</p> <p>務 点 検 結 果 疑 義</p>	<p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p>	<p>(審議概要)</p>
<p>○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等</p>	<p>意 見 ・ 質 問</p> <p>なし</p>	<p>回 答</p> <p>なし</p>	
<p>委員会による意 見の具申又は勧 告の内容</p>	<p>なし</p>		

3. 入札結果の事後的・分析結果について

審議概要		
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回答）

再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件	(備考)	
建設工事	一般競争(政府調達協定対象外)	0 件		
	指名競争	0 件		
	随意契約	0 件		
建設コンサルタント業務等※		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
	なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答		
	なし	なし		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし			

* 建設コンサルタント業務等の再苦情処理については、公募型プロポーザル契約及び簡易公募型プロポーザル契約方式を除く。

Ⅱ 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象機関	沖縄防衛局	
審議対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
審議対象件数	459件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	7件	(審議概要) ・調達の概要、競争参加資格の設定等について説明
一般競争	2件	
指名競争	0件	
随意契約	5件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>審議対象事案</p> <p>与那国駐屯地の用地取得に係る不動産鑑定評価業務（一般競争）</p> <p>○ 落札率が極端に低い理由についてご説明頂きたい。</p> <p>○ あまりにも低いことから、予定価格の出し方について問題があるのでは無いかと考えているが、どう認識しているか。</p> <p>○ 用対連の基準を使用して予定価格を作成していると認識しているが、今まで同業務を見てきた中で、30～40%で落札しているのは見てきたことがあるが、今回あまりに落札率が低く、当該業務の特性などがあるため極端に落札率が低くなっているというような特段の事情があるのか確認したい。</p> <p>○ すでにこの業者は今回の業</p>	<p>○ 過去の鑑定評価請負実績や近隣の取引事例を入手できる業者であったことから、当該価格で実施が可能であるとのことであった。また、予定価格については用対連の基準に則り積算していることから、差がでていと認識している。</p> <p>○ 用対連の基準に基づき積算しており、使用単価は国交省が公表している地価公示価格を使用したり沖縄県が調査している県基準値を基に算出しているが、業者の方は実績に基づいた、より実態に近い取引価格を使用していることから差異が生じていと認識している。</p> <p>○ 低入札調査の対象になっており、調査でも「企業努力による結果」となっている。</p> <p>○ 認識のとおりである。</p>

務に関する資料を所持していることから、更新作業のみで価格算定が可能であるため、今回のような金額になったという認識で宜しいか。

- あまりに落札率が低く最低賃金が確保できているのか確認できているのか。
- 安く落札できているということは何よりではあるが、資料を見る限り、大部分の土地が農地か原野となっており、こういう現況であればそんなに評価も難しくないとと思われることから、割と安く抑えられるということか。

陸自宮古島（6）不動産鑑定評価業務（一般競争）

- 落札率が極端に低い理由についてご説明頂きたい。
- 防衛局の話では無いと思うが、用対連の基準は何年か毎に見直しがされるのか。
- 例えば毎回このように低い落札状況が続いている場合、実態とかけ離れていることから、基準の見直し等は検討されるものなのか。
- 見直しに向けて統計は取っているのか。本島だとそこまで乖離が無い、離島だと乖離があるなど。例えば離島などの評価ポイントが少ない地点では補正を掛ける等の措置は無いか。
- なぜここまで確認するのかと言っていると、1つ目の与那国の不動産鑑定業務についても同一の業者が落札しており、新規の参入業者が出てこないということにならないかという心配から伺ったという趣旨である。

- 最低賃金は確保できていると確認している。
- そのとおりである。

- 過去の鑑定評価請負実績や近隣の取引事例を入手できる業者であったことから、当該価格で実施が可能であると考えている。また、予定価格については、局は用対連の基準に則り積算してるが、業者は独自の積算によっていることから、差がでていると認識している。
- 令和2年度の資料が最新であると認識している。
- 当局の不動産鑑定における全てがこの様に低い落札価格では無いが、積算方法の変更等については実績等を踏まえて、見直しをしていく必要があると考えている。
- 特段統計を取っている訳では無いのでそこは確認させて頂く。
- 過去の実績等を踏まえて検討する必要があると考えている。

- 資料の中身に、低入札調査の結果報告があり、この評価地の面積を見る限り宿泊日数が2泊となっていることから、この程度の落札額となったと思われる。土地を買収する際に必要ということで今回評価を入れていると思うが、買収する局としては、この評価額を調整したりするのか。
- 実際不動産購入するにあたってはその評価額でその後売買契約は締結できたのか。
- 大半は購入できたのか。
- それは提示額が低かったからか。
- 鑑定報酬明細内訳にある「3」「2」「1」などの数字はどういう意味の数字なのか。地名、地目、単価等の隣の数字の部分。
- 地目毎のランキングという形になるのか。
- 予定価格を算出する際に色々な科目を積み上げて算定されていると思うが、予定価格の科目と、受注者が積み上げてきた科目で最も差があるものはどこになるのか。
人件費等は差が無いと思われるが、どこの部分で差があったか教えて頂きたい。
- 例えば、購入しようとしている土地が一筆であれば予定価格も一筆の積算であるため比較はできるかも知れないが、今回はそうでは無いため難しいという認識ということでしょうか。
- 評価額の調整は一切行っていない。
- 契約できたところとできなかった部分がある。
- ほとんど購入できなかったため大半が賃貸契約となっている。
- 思ったより額が低かったということで大半は売買契約に至っていないということである。
- 用対連の積算基準要領による地目毎に、評価額が大きい方から順に割引率が設定されており、割引率算定のための数字となっている。
- そのとおりである。
- 当局の積算としては積み上げとなるが、業者としては全体で金額算出をされており、当局の積算の一部分との差を確認することは難しい状況となっている。
- そのとおりである。

令和6年度ゴム印・名札製造請負契約（随意契約）

- 落札率が極端に低い理由、随意契約となった理由・経緯についてご説明頂きたい。
- 本件は、積算価格が予決令99条第2の少額随契の範囲であったため、オープンカウンター方式で見積合わせを実施した。結果、2者が参入したことにより、競争が働き落札率が低くな

令和6年度ガソリン当供給契約
(嘉手納地区) (随意契約)

- 当該契約が随意契約となっている理由・経緯についてご説明頂きたい。
- 局の給油は契約したガソリンスタンドしか利用できないのか。
- レンタカー業者の近くにある給油所で給油して返却してしまえば良いのでは無いかと思うが。
- 今後はフルサービスのスタンドが減少していくと考えているが、そういった状況に合わせた契約体制は考えていないのか。
- 現時点では納得できるが、将来に向けて新しい考えを導入することも検討いただきたい。

ったものと考えている。

令和4年度と令和5年度にも同一の2者が競っていたが、それぞれ1回ずつ受注しており、おおよその価格帯が想定できたことも落札率が低くなった原因の一つと考えている。

- 嘉手納地区のガソリン等の供給場所については、利便性等を考慮し、沖縄防衛局庁舎近郊(半径2 km程度)に給油所を有することとしている。
当局の仕様に対応できる者が当該受注業者の他にないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号を適用し見積合わせを行い契約をしたものである。
- そのとおりである。
- 嘉手納地区は当局で使用するレンタカー等の給油をする必要があるが、レンタカーは受渡しを当局の駐車場で行っており、返却の時は、給油して当該駐車場に駐車しているため、局からより近いスタンドを選定する必要がある。
- ほとんどがセルフスタンドとなっている状況ではあるが、官用車やレンタカー、青パト業務の車両にも夜間の給油をする必要があること、洗車及び簡易な修理等に迅速に対応する必要があることからフルサービスの契約を続ける必要があると考えている。
また、現状として、給油の際に局が発行する半券を使用しており、当該半券を用いてガソリンスタンドと局の双方で給油量等を確認した上で支払いをしていることから、有人スタンドであることを条件としている。
- 引続き検討する。

- セルフスタンドでも簡易的な対応は頂けるところもあると思うが、そこは排除となるのか。
- 条件緩和の可否について、仕様の見直しを図りうるか検討するとあるが、どのような内容か。
- 随意契約の理由は契約の性質が競争を許さないという理由になるか。
- 半径 2 km 以内となると、この 1 者以外いるのか。
- 審議案件資料に随意契約理由等を記載はされないのか。今後は記載頂きたいと考える。
- 近隣の給油所だと、交通量の多い場所にセルフスタンドがあるが、スタッフが一人または二人等、少人数であり、スタンド側がサービスの対応ができないということであった。
- 複数スタンドが参入できるように、スタンドの営業時間に合わせられるか局内各部署と調整等を行ったが、スタンドの業務時間等の変更が難しいということであった。
- そのとおりである。
- 受注した者以外に 2 者ある。
- 次回以降記載する。

**令和 6 年度ガソリン当供給契約
(名護地区) (随意契約)**

- 当該契約が随意契約となっている理由・経緯についてご説明頂きたい。
- 名護地区のガソリン等の供給場所については、利便性等を考慮し、名護防衛事務所近郊（半径 5 km 程度）に給油所を有することとしている。
当局の仕様に対応できる者が他にないことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号を適用し、見積合わせを行い随意契約をしたものである。
- 5 km で 1 カ所しか無いという認識で宜しいか。
- 5 km の範囲では、受注した者以外にも 1 者あるが、人員不足によりサービスの提供が難しいということであった。
- 嘉手納、離島、名護でそれぞれ半径が 2 km、4 km、5 km とあるが、距離の設定ははどのような考えからか。
- 最低でも 2 者確保できる様に範囲を広げた結果、当該距離設定となったものである。

**令和 6 年度ガソリン当供給契約
(宮古島地区) (随意契約)**

- 当該契約が随意契約となっている理由・経緯についてご
- 宮古島地区のガソリン等の供給場所については、レンタカー

説明頂きたい。

を使用しているため、利便性等を考慮し、空港近郊（半径4 km程度）に給油所を有することとしている。

当局の仕様に対応できる者が2者であったこと及び、積算価格が少額であることから見積合わせを行い随意契約をしている。

また、近隣の業者5者に聞き取りを行い、2者はセルフスタンドであったため、残り3者へ声かけを実施したところ、2者から見積書の提出があったので、最も価格の安価であった者と契約を締結したものである。

令和6年度ガソリン当供給契約 (石垣島地区) (随意契約)

○ 当該契約が随意契約となっている理由・経緯についてご説明頂きたい。

○ 石垣島地区のガソリン等の供給場所については、レンタカーを使用しているため、利便性等を考慮し、空港近郊（半径4 km程度）に給油所を有することとしている。

当局の仕様に対応できる者が当該受注業者しかいないことから、随意契約を行ったものである。

また、近隣の業者に聞き取りを行ったが、他の業者はセルフスタンドであったため、当該受注者と随意契約を締結したものである。

○ 石垣地区と宮古地区は仕様書に洗車、車内清掃サービスが無いが、自分で実施するのか。

○ 石垣地区及び宮古地区はレンタカーを使用しており、レンタカー会社が清掃をしている。

○ 4つのガソリン契約について説明頂いたが、それぞれについて、仕様書の参考について、今年3月31日までの実績値ということで宜しいか。

○ 過去3年間の予定数量を仕様書に記載している。

○ 実績はどうなっているか。

○ 実績については現在手元に無いため確定的な数値を申し上げることができないが、予定数量と実績の大きな乖離は無い。